

【建築物除却届に記載する除却予定期日について】

鳥取県内の統一見解として、建築物除却届に記載する除却予定期日については、**着手予定日**を記載いただくようお願いします。

<参考>

① 国土交通省 統計担当への問い合わせ(2021年1月13日)

Q 工事予定日は着工日か完了日か？

A **着工日**を記載(統計担当 高木氏より)

建築基準法等で特に定められていない。統計の性質上、着工日と考えられる。

※ ただし、他県(市)では完了日と定めているところもある。(熊本、山口、松江)

② 国土交通省 統計調査室への問い合わせ(2025年5月7日)

Q 除却予定期日に記載する期日は、工事着工日か？

A 貴県での既存の運用でご対応願います。(建設統計係 高橋氏より)

【建築物除却届に記載する「氏名」「営業所名」の欄について】

第一面の「氏名」、「営業所名」の欄の記載について、以下のとおり記載いただくようご指導願います。

「氏名」 → 代表者(代表取締役 ○○○○)

「営業社名」 → 会社名(株式会社○○○○ 鳥取営業所など)

<参考>

・ 国土交通省 統計調査室への問い合わせ(2025年5月7日)

Q 第一面の「氏名」、「営業所名」欄の記載内容について、「氏名」には代表者(代表取締役 ○○○○)を、「営業社名」には会社名(株式会社○○○○ 鳥取営業所など)を記載すればよいのか？

A ご認識の通りです。(建設統計係 高橋氏より)